ANNUAL BULLETIN OF RESEARCH INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCES
No. 55, 127-131, 2025

〈指定研究〉
「団藤重光の思想と最高裁審理～團藤文庫を利用して」

最高裁における評議過程の研究

―龍谷大学・團藤文庫に所蔵されている最高裁関係文書について―

西　本　成　文*

はじめに

東京大学名誉教授、元最高裁判事、元宮内庁参与の團藤重光（1913-2012）は、所蔵していた書籍、資料、書簡、日記等の多種多様な文書を遺した。それらはすべて龍谷大学に寄贈され、2012年末までに深草学舎至心館地階にある矯正・保護総合センターの書庫に搬入された（以下「團藤文庫」と言う。）。整理作業は現在もなお続けられているが、総資料点数は現時点で72,731点と数えられている。團藤文庫を対象とした共同研究は、2013年から始動し、それにあわせて、文庫の全体把握、各種資料の分類・整理、劣化資料への対処方法の検討などの基礎的な作業が行われた。團藤文庫の意義を問うパイロット的研究を経て、本腰を入れた書庫の整理がはじまることになった。2020年からの8カ年を「初期調査（1期・1年）」、「目録作成（2期・6年で優先度が高いもの31,000点）」、「公開・活用の準備（3期・1年）」と段階ごとに振り分け、丸善雄松堂に作業を委託して進めている。8年目以降の3期には、團藤文庫の本学図書館への移管が予定されており、資料の公開手法や公開基準についても検討しなければならない。團藤文庫に所蔵されている資料は、多分野にわたる内容を有するばかりでなく、團藤が公私に活動した大正・昭和・平成の時代をまたがる歴史資料としての価値も持っており、センター内部の研究に用いるばかりでなく、広く公開することや教育にも役立てるべきであると考える。

本稿では、本指定研究の研究メンバーによる團藤文庫を利用した研究を振返ることによって、團藤文庫の資料の概括を素描し、資料の公開に向けた課題について考察する。

1. 團藤文庫を利用した研究

龍谷大学矯正・保護総合センターの團藤文庫研究プロジェクトは、刑事法学や公法学、法史学、法社会学、現代政治史学、アーカイブズ学などの研究者が参加し、学際的な共同研究を行ってきた。主な研究成果に、矯正・保護総合センター研究年報第6号（2016年）ならびに第13号（2023年）の特集、福島至編著『團藤重光研究』（日本評論社、2020年）、石塚伸一編著『刑事司法記録の保存と閲覧』（日本評論社、2023年）第3章、畠山亮＝福島至編著『團藤重光日記　1978-1981』（日本評論社、2025年）、そして、NHKとの共同研究から作成されたNHK ETV特集「誰のための司法か～團藤重光　最高裁・事件ノート～」（初回放送日：2023年4月15日）があげられる[1)]。これらの研究で使用された團藤文庫の資料の一部は、龍谷大学矯正・保護総合センターのHP上で「デジタル化資料」として公開されている[2)]。

＊龍谷大学法学部　講師、龍谷大学矯正・保護総合センター　リサーチ・アシスタント





矯正・保護総合センター開架書庫内にある「團藤文庫関係文書」

東京大学名誉教授、元最高裁判事、元宮内庁参与といった数々の役職を歴任した團藤が、戦前期から今世紀にかけて自ら収集した資料は、内容も多岐にわたる。国内外の書籍をはじめ、専門領域にとらわれない幅広い活動や交友関係を示す資料群（日記、手帳、写真、絵画、書簡類など）、そして学界にとどまらず立法や法曹実務など各所に与えた深い影響力を裏打ちする資料群（立法資料、裁判関係資料、大学等の所属組織に関係する資料、ノート、原稿など）から構成されている。ゆえに、その資料を利用した研究成果は多種多様なものとなったものの、しかし、余りにも膨大な資料数のために、2020年より始まった本格的な整理事業の前に行われた研究活動は特に困難を極めた。團藤文庫に収蔵された資料は、ゆるやかな「出所原則」・「原秩序」のもと管理・把握され、目録もない状態であったため、團藤の著作や経歴から推測して収蔵が期待される資料を実際に閲覧することは難しい事情があった[3]。

そのような状態から多少の改善の兆しが見え始めたのは、團藤の残した日記の翻刻作業においてである。完成途上ではあるものの、目録があることによる恩恵は大きいものであった。そして、2021年から2024年の3年間にわたるNHKとの共同研究「團藤重光日記のデジタル化と分析」の功績も大きい[4]。

2. 最高裁関係資料に着目した研究

團藤は、1974年4月に東大を定年退官し、慶應義塾大学に転籍した年の10月に最高裁判事となり、1983年まで務めた。團藤文庫には、團藤が作成した日記が含まれており、1978年から2010年までの51冊が現在確認されている[5]。これまでに1978年から1981年までの日記（1冊分）を翻刻・出版している。計画としては、最高裁在任期間である1983年までの分を翻刻することが予定されている。他に、上記で紹介したNHKとの共同研究でとりあげた「大阪空港公害訴訟（昭和51年（オ）第395号）」判決の形成過程を明らかにしたように團藤文庫所蔵の資料を用いた研究が進行中である。その目的は、最高裁判所の評議過程における團藤の意見の位置付け、変遷を分析することにある。大法廷や小法廷を構成する裁判官同士のやりとり、また事件担当の調査官との意見交換などに着目しながら、動的に分析をする[6]。従来、最高裁を対象とした研究では、資料的制約が大きかった。公刊物だけを研究資料とせざるを得ず、その分析や検討には自ずと限界があったからである[7]。最高裁判事の各意見は判決文に示されているが、そのプロセスは公にされていない[8]。また、調査官による判例解説は公刊されているものの、評議に用いられた調査官報告書は公にはされていない。研究資料が極めて限られているのである。これに対し、本研究は、團藤が認めた日記と、團藤に配点されその後手控えと

して用いた事件記録等を利用して行う研究であり、かかる資料的制約を免れることが期待される。

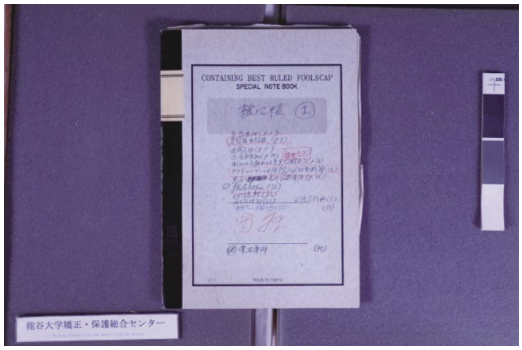

雑記帳・主任事件メモ

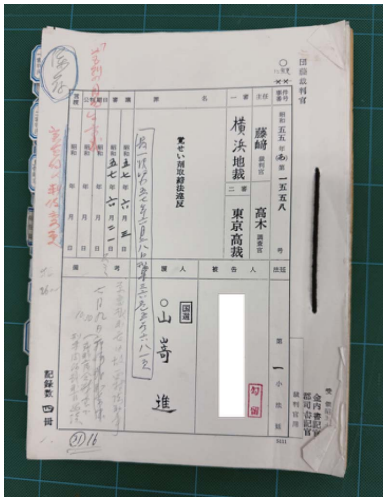

裁判記録[9)]

團藤文庫には、團藤が審理に関与した事件のうち意見をつけたものの中から團藤が選別したものと思われる約 56 件の裁判記録、そして雑記帳・主任事件メモ約 36 冊が収蔵されている。この裁判記録は、團藤が作成した「少数意見索引」という冊子の中から選択されたものであるとみられている。当初、この裁判記録は、團藤が刊行した『実践の法理と法理の実践』（創文社、1986 年）に引用されているものであると考えていたものの、例えば上記で述べた「大阪空港公害訴訟裁判」の裁判記録そのものは見つかっていない。同事件の評議過程についての研究は、日記と雑記帳・主任事件メモ、手帳によるものである。裁判記録群が収納されている箱とは別のところから発見された裁判記録があることも、今後の整理で注意を払わないといけない点である。

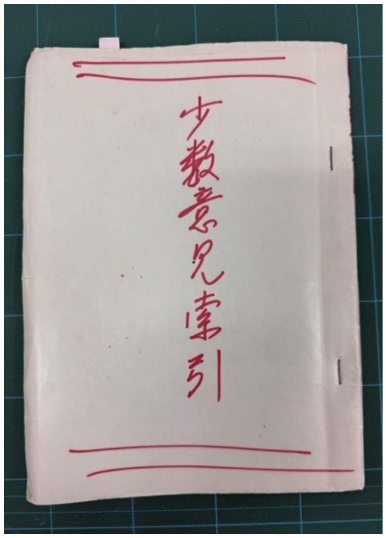

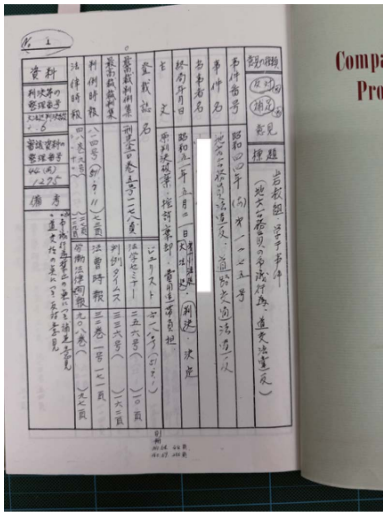

3. 公開に向けた課題

團藤は、『わが心の旅路』（有斐閣、1986 年）250 頁において、次のように述べている。

> 『お話をするにはやはり限度があって、それを超えると微妙なことになりすぎますから、

今は申せません。もし、タイム・カプセルの中に入れておいて、100年後に掘り出して後世の人に読んでもらうということなら、言いたいことは山ほどあるのだということだけは、申しておきましょう』

團藤は自身が所有する資料を広く一般に公開し、それらが後世で有機的に利活用されることを望んでいた。その目的を達成するために、研究や教育活動への利用だけでなく、利用提供の視点から團藤文庫のあり方を模索する必要がある。課題として、「個々の資料のつながり、関係性」をいかに整理すべきか、ということがあげられる。現在、目録に掲載されている件数は、17,348点ある。目録には、①通番、②作業年度、③保管場所、④棚番号、⑤段番号、⑥枝番号、⑦種別、⑧資料名、⑨資料内容、⑩物的状態、⑪作成者・部署、⑫年代、⑬形態、⑭数量、⑮備考、⑯サブタイトル、⑰シリーズ名、⑱初版年、⑲版・刷・巻号、⑳ISBN・ISSN、㉑出版社、㉒事件番号、㉓主任、㉔罪名・事件名、㉕言渡日などの情報が記載されている。これだけの情報を記したとしても、團藤文庫に所蔵されている資料がどのような体系性をもっているのかを把握することには困難が伴うだろう。團藤文庫に所蔵されている資料は、團藤個人の研究関心で収集したもの、完全に個人の私生活に限定される文書（日記や領収書等）だけでなく、さまざまな役職に携わったために、不特定多数の人々に関わる文書が大量に含まれていることに特徴である。いわば私文書の中に大量の公文書が混在している状況で、それらを単純に切り離して収蔵されている資料を把握することは困難であり、相互に関連し合う性格をもっていると考える必要があるだろう[10]。

また整理事業が進み目録が作成されたことによって顕在化した問題として、資料が作成され、収集される際に、本来は同一の出所、原秩序が維持されているはずのものが、龍谷大学に寄贈される前の段階でくずれているのではないか、ということである。目録が作成される以前の段階では、資料の出所ごとにどのような資料が配置されているのか、ということを見当して資料を探していたが、それでは必要な資料にたどり着けない場合が生じていたということを意味する。團藤文庫に収蔵された資料は、團藤が逝去するまで段階的に移動されていたもので、古いものは20年前からのものがある。過去の資料調査及び受入れ記録はどうなっているのか、というところも確認しつつ、公開に向けた資料整理を進める必要があるだろう。

注

1）　團藤文庫を用いた共同研究は、次の助成を得て行われた。2016～2018年度基盤研究（C）「團藤文庫の利用可能性に関する研究」（研究代表者「福島至」、16K03273）、2019～2022年度基盤研究（C）「團藤重光日記の分析と翻刻」（研究代表者「福島至」、19K01255）、2023～2025年度基盤研究（C）「最高裁評議過程と團藤重光」（研究代表者「畠山亮」、23K01068）その他に、2016～2018年度龍谷大学社会科学研究所協同研究「最高裁における評議過程の研究～團藤文庫を素材として」（研究代表者「福島至」）、2019～2021年度龍谷大学社会科学研究所指定研究「未公開刑事記録の保存と公開についての綜合的研究～4大逆事件関連記録の発見を端緒として」（研究代表者「石塚伸一」）、2023～2025年度龍谷大学社会科学研究所指定研究「團藤重光の思想と最高裁審理」（研究代表者「古川原明子」）、そしてNHKからの受託研究があげられる。

2）　https://rcrc.ryukoku.ac.jp/docdata/archives.html（2025年3月30日最終閲覧）

3）　赤坂幸一「最高裁判例の形成過程と團藤重光文書－国公法違反被告事件（大坪事件と猿払事件）をめぐって」福島至編著『團藤重光研究』（日本評論社、2020年）204頁、注9参照。そこでは、團藤が保有する最高裁事件記録を活用した実証研究について裁判記録の他に日記などの資料を活用し得ることに意義を見いだしつつも、当時の團藤文庫の整理状況等に起因する制約のため、その論考において活用できなかったことが述べられている。

4）　NHKとの共同研究を行うきっかけや経緯その成果については、龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報第13号（現代人文社、2024年）特集「團藤重光研究の新たな展開」、特に畠山亮＝福島至「大阪空港公害訴訟に係る團藤重光『雑記帳』『主任事件メモ』をめぐる社会還元について」を参照のこと。

5）　太田宗志「團藤日記について－全体構造と資料紹介」龍谷大学矯正・保護センター研究年報第6号（現代人文社、2016年）58頁を参照のこと。

6）　同じように裁判記録を用いた先行研究として、赤

坂幸一「最高裁判例の形成過程（1）～（5）」法学セミナー No.765～769（日本評論社、2018年～2019年）

7）　團藤自身が記したものとして、団藤重光『実践の法理と法理の実践』（創文社、1986年）、団藤重光『わが心の旅路』（有斐閣、1986年）などがあり、近年の團藤研究で注目すべきものとして、渡辺康行「最高裁判所判事としての団藤重光－『リベラルなタカ』の挫折と価値」『憲法の尊厳－奥平憲法学の継承と展開』（日本評論社、2017年）、493頁～520頁があげられる。團藤のみならず、最高裁判事経験者が退任した後に回想録や意見を示した出版物が発刊される例が増えてきた状況を捉え分析したものに、大林啓吾＝見平典（編）『最高裁の少数意見』（成文堂、2016年）や渡辺康行＝木下智史＝尾形健（編）『憲法学からみた最高裁判所裁判官　70年の軌跡』（日本評論社、2017年）があげられる。

8）　裁判所法第七十五条は、「評議の秘密」として、1項に「合議体でする裁判の評議は、これを公行しない。但し、司法修習生の傍聴を許すことができる。」、2項に「評議は、裁判長が、これを開き、且つこれを整理する。その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない。」と規定する。その理由として、①合議体の裁判の非個人性、一体性の保障、②裁判官が当事者に遠慮したり、世評を恐れたりして、自己の所信の発表を差し控えることのないようにとの配慮、とする。また、「最高裁判所の裁判は、各裁判官の意見を明確に表示しなければならないことになっているが、各自の意見の表示と評議の秘密とは範囲が全く同一でないため、評議過程そのものは公刊されないし、またこれについては秘密が守られなければならない」とする（兼子一、竹下守夫『裁判所法（第4版・補訂）』有斐閣、2002年、311頁）。しかし裁判官を退任したものに対する対応（裁判官は一般職国家公務員と異なり、評議の秘密違反行為に罰則の定めも、退職後の秘密遵守義務の定めもない）や、国民審査の制度的保障の観点から争いの余地があると思われるが、別稿に譲る。

9）　元最高裁判事の大野正男が説明するところによると、最高裁は法律審であるため最高裁判事が目を通すのは、最高裁で作成された綴りである。民事事件は、一・二審判決、上告理由書、調査官報告書、判決案が、刑事事件は調査官報告書（決定案添付）、一・二審判決、上告趣意書が綴じられている、どちらにも資料として学説・判例等が添付されている。大野正男『弁護士から裁判官へ－最高裁判事の生活と意見』（岩波書店、2000年）10頁以下。團藤文庫に所蔵されている裁判記録の簿冊には、團藤の意見が添付されているものがある。

10）　丑木幸男は「近現代の組織体と記録　－公文書の世界と私文書の世界」国文学研究資料館史料館『アーカイブズの科学（上）』（柏書房、2003年）121頁以下では、「公文書は政策決定・施行文書が重視され保存されることが多いが、実際の意思決定過程を示す史料は公文書には残らない、というより記録化されていないことの方が多い。意思決定に関わった人物の私文書に含まれる日記・メモ・書簡、後世の談話・口述史料等に記録化されている場合があり、私文書と公文書との有機的関連を示唆している。」と指摘する。

参考文献

団藤重光『実践の法理と法理の実践』（創文社、1986年）
団藤重光『わが心の旅路』（有斐閣、1986年）
藤田宙靖『最高裁回想録－学者判事の七年－』（有斐閣、2012年）
大野正男『弁護士から裁判官へ』（岩波書店、2000年）
国文学研究資料館史料館『アーカイブズの科学（上）』（柏書房、2003年）
国文学研究資料館（編）『アーカイブズの構造認識と編成記述』（思文閣出版）
福島至（編著）『團藤重光研究法思想・立法論、最高裁判事時代』（日本評論社、2020年）
石塚伸一（編著）『刑事司法記録の保存と閲覧記録公開の歴史的・学術的・社会的意義』（日本評論社、2023年）
畠山亮＝福島至（編著）『團藤重光日記 1978-1981』（日本評論社、2025年）
「特集團藤文庫を用いた研究の可能性」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第6号（現代人文社、2016年）
「特集團藤重光研究の新たな展開」『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第13号（現代人文社、2024年）